

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成19年5月25日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

(1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町4丁目40番地の11

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド高松春日店 高松市春日町218番地1ほか

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 5,002㎡

変更後 8,265㎡

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

変更前 収容台数 301台

位置 別図のとおり

変更後 収容台数 520台

位置 別図のとおり

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時30分から午後10時30分

変更後 午前9時30分から午後10時30分（駐車場①及び②）

午前9時30分から午後10時（駐車場③及び④）

(イ) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 出入口の数 3箇所

位置 別図のとおり

変更後 出入口の数 6箇所

位置 別図のとおり

なお、「別図」は、省略し、その図面を3の(1)の場所において3の(2)の期間縦覧に

供

する。

(4) 変更年月日

平成20年1月19日

(5) 変更する理由

お客様へのより一層の利便性向上を図るため。

2 届出年月日

平成19年 5月18日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

(2) 縦覧期間

平成19年 5月25日（金曜日）から同年 9月25日（火曜日）まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の

生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日

から4月以内（平成19年 9月25日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高

松市産業部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

(1) 記載すべき項目

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

(2) 提出先

郵便番号760-8570 高松市番町4丁目1番10号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ